

事故報告(注意喚起)

九州地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室

管内事務所の工事で発生しました事故について、事故発生の原因及び再発防止対策を取りまとめましたので情報提供致します。

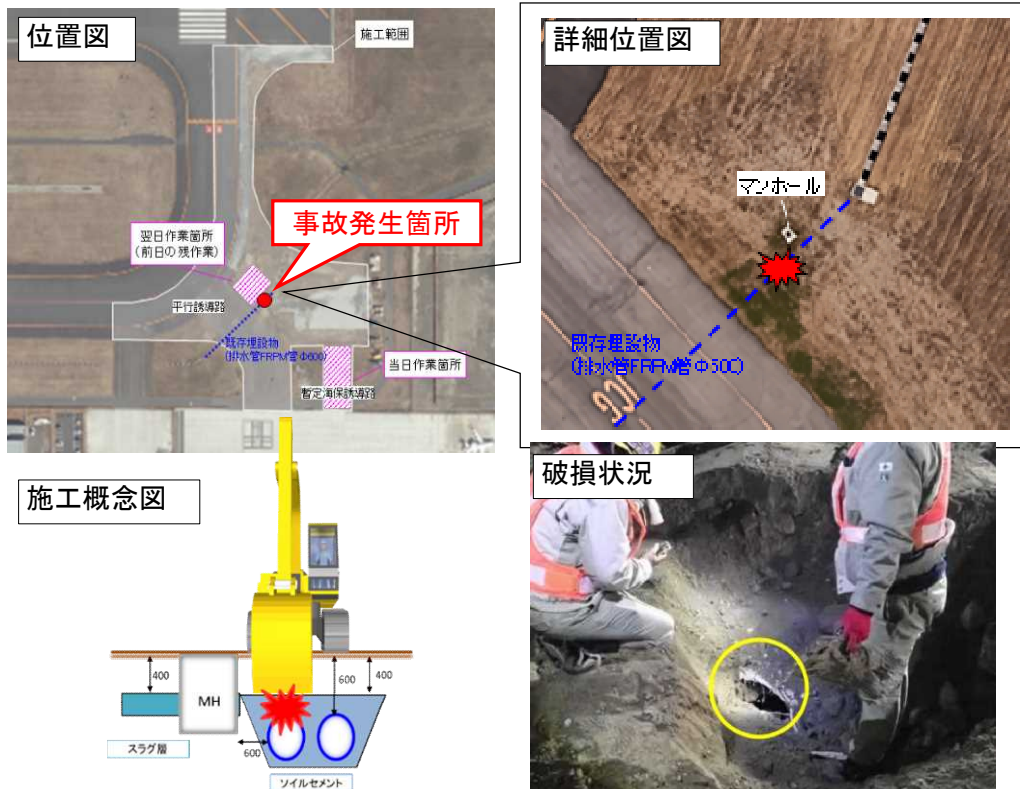
I. 事故概要

発生日時 : 令和7年2月27日(木)4時50分頃
作業内容 : 空港土工(切土)
被災状況 : 埋設物破損

II. 事故発生状況

作業箇所(暫定海保誘導路)の掘削整地をバックホウ2台で実施し、仕上げはバックホウ1台で作業可能と判断し、もう1台のバックホウは平行誘導路において掘削整地の作業を行っていたが、職長の指示により、別工程で撤去するマンホールの撤去作業を開始した。

マンホール周辺のスラグ層を破碎しながらマンホール撤去作業を開始したところ、スラグ層と既存埋設物(排水管FRPM管Φ600)を保護しているソイルセメントとの見分けがつかず、既存埋設物を破損させた。



災害発生時詳細図

Ⅲ. 事故発生の原因

- 1) 当日の作業予定に無かった平行誘導路の掘削整地作業を、元請職員の判断で、バックホウオペレータに実施させた。また、元請職員不在のなか、職長の独断により、別工程で撤去するマンホールの撤去作業を指示した。
【作業手順の不徹底】
- 2) バックホウオペレータは、既存埋設物(排水管FRPM管Φ600)の存在を認識していなかった。また、マンホール近傍に既存埋設物を保護しているソイルセメントが設置されているにもかかわらず、スラグ層の破碎時にソイルセメントとの見分けがつかず、既存埋設物を破損させた。
【安全作業の不徹底】

Ⅳ. 再発防止対策

- 1) 作業を行う可能性があると思われる作業は、すべて当日の予定作業に入れ込んだ作業手順書を元請職員と職長で共同作成し、その予定にない追加作業は今後禁止とする。ただし、安全上、突発的に必要となった作業については、元請職員が必要性を判断の上、作業を行う。
【作業手順の徹底】
- 2) 『地下埋設物対応ルール』を定めて作業従事者に周知するとともに、掘削作業完了時までは、現地に地下埋設物のマーキング(スプレー又は石灰)を行い、『見える化』を行う。加えて、重機作業計画書に地下埋設物の位置・深さを明示し、地下埋設物に対する注意喚起を行う。
【安全作業の徹底】